

平成18年度
法務省事前評価実施結果報告書

平成18年8月
法 務 省

平成18年度法務省事前評価実施結果報告書

(目次)

< 施設整備関係 >

広島法務総合庁舎新営工事

広島法務総合庁舎新営工事事業評価資料

福岡刑務所新営工事

福岡刑務所新営工事事業評価資料

< 法務に関する研究 >

再犯防止に関する総合的研究

更生保護に関する実証的研究

第3回犯罪被害実態(暗数)調査

施 設 整 備 関 係

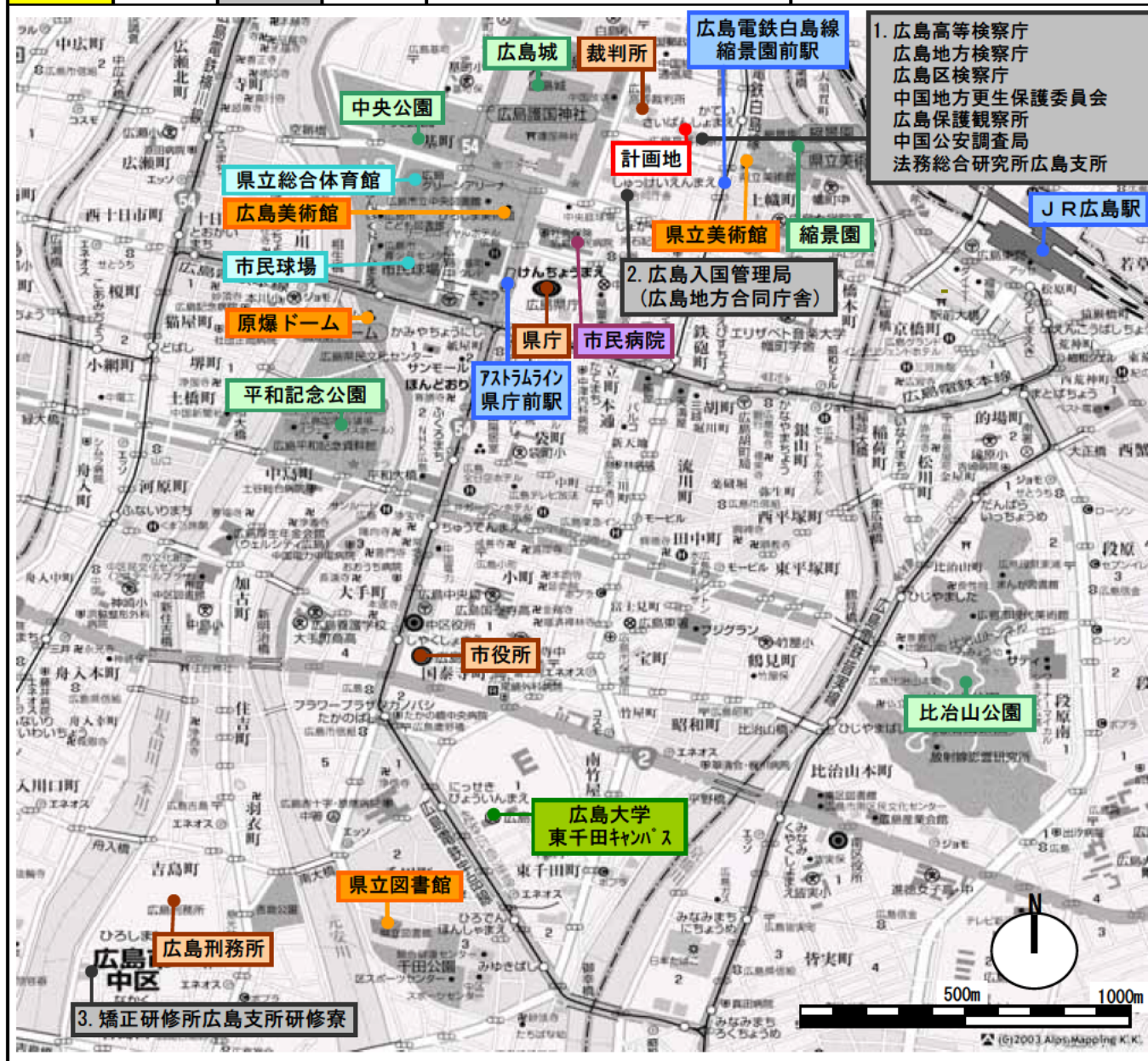
平成 1 8 年度事業評価実施結果報告書 < 事前評価 >

政策所管部局	大臣官房施設課	評価時期	平成 1 8 年 8 月
事業等の内容	<p>1 . 事業等の名称 広島法務総合庁舎新営工事</p> <hr/> <p>2 . 目的・目標</p> <p style="padding-left: 20px;">新営の必要に迫られている法務総合庁舎を整備し，業務効率の改善，利用者へのサービスの向上を図るものである。</p> <hr/> <p>3 . 具体的内容</p> <p>(1) 事業場所 広島県広島市中区上八丁堀 2 1 5</p> <p>(2) 延床面積 3 8 , 2 3 5 m²</p> <p>(3) 入居庁 広島高等検察庁 広島地方検察庁 広島区検察庁 中国地方更生保護委員会 広島保護観察所 中国公安調査局 法務総合研究所広島支所 広島入国管理局 矯正研修所広島支所(研修寮)</p>		
評価手法等	「法務省大臣官房施設課における事業評価システムの概要」のとおりである。		
評価の内容	<p>[事業の評価項目]</p> <p>1 . 事業の緊急性に関する評点が 1 0 0 点以上であること 事業の緊急性 : 1 1 9 点 ・既存庁舎は老朽かつ狭あい</p> <p>2 . 計画の妥当性に関する評点が 1 0 0 点以上であること 計画の妥当性 : 1 6 1 点 ・現予定地での新営整備は必要な駐車場も確保でき好立地条件</p> <p>3 . 事業の効果(費用対効果(B / C))が 1 以上であること，または事業の効果(その他の効果)について定性的な評価により新規事業採択の必要性が認められること 事業の効果 : 3 . 5</p> <p>以上 1 ~ 3 より，新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。</p>		
備 考			

**広島法務総合庁舎新営工事
事業評価資料**

1 計画地周辺状況

凡例		主要施設	
	行政施設		医療施設
	文化施設		商業施設
	スポーツ施設		交通施設
	学校施設		公園等
	福祉施設		現状施設



官署No.	官署名称	アプローチ	
		[電車]	[バス]
1	広島高等検察庁, 広島地方検察庁, 広島区検察庁, 中国地方更生保護委員会, 広島保護観察所, 中国公安調査局, 法務総合研究所広島支所	JR広島駅より徒歩20分	
2	広島入国管理局	JR広島駅より徒歩20分	
3	矯正研修所広島支所研修寮		吉川1丁目バス停より徒歩5分

2 整備方針

検察庁		
目的	方針	
検察業務の質的・量的変化への対応	来庁者対応機能の充実 検察業務への理解	情報提供スペース・情報公開窓口の拡充 ・確定記録等の閲覧スペースの確保 ・情報公開窓口室の位置の改善 ・情報提供スペースの充実 相談機能の充実 ・被害者支援相談室を充実 ・プライバシーの配慮 ・ホットライン等の充実 パリアフリー化 ・身障者・高齢者及び婦人・子供のための機能の充実 駐車場の拡充 ・駐車台数の増加 ・外部から俯瞰されない降車場の設置
	被害者への配慮	被害者の保護 ・専用出入口の設置 ・性犯罪被害者のためのカウンセリング室の設置 ・専用待合室の設置 ・被害者支援相談室の設置 ・被害者の心情及びプライバシーへの配慮 ・被疑者と交わらない経路の確保
	業務効率・検察官支援機能の充実	調室機能の充実 ・調室の狭あいの解消 ・調室の増加 ・捜査資料等検討スペースの確保
		付随機能等の充実 ・各待合室・控室の充実(通訳人控室等) ・調室補助機能の充実 ・警察官等の捜査関係者の同行室の拡充 ・係検事室等の関係機関(警察等)との打合せスペースの確保
		窓口機能の充実 ・事件の受理窓口等の充実 ・罰金等の徴収窓口及び待合室の充実 ・証拠品受入検討室の充実
		研修機能の充実 ・専用会議室の充実 ・研修室・講師控室の充実
		保管機能の充実 ・証拠品庫・記録保管庫・資料室のスペースの拡充 ・証拠品庫・記録保管庫・資料室の位置及び搬送経路の改善 ・セキュリティーの充実 ・適切な保存機能の確保(空調設備等の設置等) ・証拠品受入検討室の設置 ・証拠品閲覧・還付室の設置
	防犯上の向上	被疑者専用経路・待合室等の充実・確保 ・被疑者専用経路の確保 ・被疑者専用待合室の確保
	位置の改善	立地場所の改善 ・関係機関との距離の短縮(裁判所, 拘置所, 警察署等)

計画理由	内容 評点	100	90	80	70	60	50	40	備考	評点
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	9
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	現存率60%以下同左	現存率70%以下同左	現存率80%以下同左					
狭あい	庁舎面積	面積率0.50以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主な理由として取り上げる。	100
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ、即刻立退きが必要なもの		期限付きの立退要求のもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの				なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務能率低下、連絡困難			2か所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2か所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。	
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行区分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済みであるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済みであるもの		
	地域性上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度50点以下のもの	防火度60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度70点以上のもの	防火度80点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度100点未満のもの		
立地条件の不良	位置の不備			位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの		
	地盤の不備	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの		
衛生条件の不良	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来訪者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主な理由として取り上げる。	
施設の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。	
									加算点(法務総合庁舎計画)	10
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 20px; height: 10px; background-color: #ADD8E6; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></div> 主要素 <div style="width: 20px; height: 10px; background-color: #A9A9A9; border: 1px solid black; margin-left: 20px; margin-right: 5px;"></div> 従要素 </div>									合計	119

分類	項目 係数	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	評点
位置	用地取得の見込み	取得済み	国有地の所管替え予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画有り、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込み有り				整備の見込みなし	1.1
	都市計画・土地利用計画との整合性	都市計画・土地利用計画等に積極的に貢献	都市計画等との整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない	1.1
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入できる構造の道路等に隣接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入できる構造の道路等に隣接していない	1.0
規模	建築物の規模	業務内容に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容に応じ、適切な規模が設定されている			規模業務内容との関連が不明確	規模未定	1.1
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じた適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある				1.0
構造	単独庁舎としての整備条件		単独庁舎計画としての整備が適当			合同庁舎、法務総合庁舎計画との調整が必要	合同庁舎、法務総合庁舎計画としての整備が必要	
	合同庁舎、法務総合庁舎としての整備条件		合同庁舎、法務総合庁舎としての整備条件が適当				合同庁舎、法務総合庁舎計画としての整備条件が整っていない	1.0
	機能性等	適切な構造として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能が満足されないおそれがある	1.0
<input type="checkbox"/> 該当する項目						評点（各係数の積×100倍）		161

5 費用対効果

項目		現在価値（50年間）
総費用（C）	初期費用	建設費等
	維持修繕費	維持修繕費等
	総費用	
建物の新営による効果（B0）	利用者の利便	行政サービスの向上等
	地域への寄与	地域住民の満足度向上
	安全の確保	防災安全性の向上等
	環境への配慮	地球温暖化対策等
	建物の新営による効果（B0） （官庁営繕事業評価の効果項目から）	
官庁営繕事業評価の費用対効果（B/C）		2.4

項目		現在価値（50年間）										
検察庁としての加算効果（B1）	来庁者対応機能の充実	情報提供スペースの充実										
	被害者への配慮	カウンセリング室の設置等										
	業務効率・適切な業務の遂行	調室，保管機能の充実等										
	防犯性の向上	被疑者専用経路，待合室等の充実，確保										
	検察庁としての加算効果（B1）		229.2億円									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現在価値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物の新営による効果（B0）</td> <td>543.5億円</td> </tr> <tr> <td>検察庁としての効果（B1）</td> <td>229.2億円</td> </tr> <tr> <td>総効果（B0+B1）</td> <td>772.7億円</td> </tr> <tr> <td>総費用（C）</td> <td>224.2億円</td> </tr> </tbody> </table>		項目	現在価値	建物の新営による効果（B0）	543.5億円	検察庁としての効果（B1）	229.2億円	総効果（B0+B1）	772.7億円	総費用（C）	224.2億円	
項目	現在価値											
建物の新営による効果（B0）	543.5億円											
検察庁としての効果（B1）	229.2億円											
総効果（B0+B1）	772.7億円											
総費用（C）	224.2億円											
費用対効果（B/C）		3.5										

平成 1 8 年度事業評価実施結果報告書 < 事前評価 >

政策所管部局	大臣官房施設課	評価時期	平成 1 8 年 8 月
事業等の内容	<p>1. 事業等の名称 福岡刑務所新営工事</p> <hr/> <p>2. 目的・目標</p> <p>本施設は、築後 4 0 年が経過し、経年による老朽化が著しい状況である。また、全国的な過剰収容状況下、本施設も平成 1 8 年 6 月末現在、1 1 4 . 9 % の過剰収容の状況にあり、老朽施設での運営を大きく圧迫している。福岡矯正管内の基幹施設として位置付けられている施設でもあり、それに相応しい収容規模・機能に拡充した施設整備が必要となっている。</p> <p>そこで、老朽・経年による機能不備を解消するとともに、規模・機能を拡充整備することにより、ひいては国民の安全の確保及び治安の維持に寄与することを目的とする。</p> <hr/> <p>3. 具体的内容</p> <p>(1) 事業場所 福岡県糟屋郡宇美町障子岳南 6 - 1 - 1</p> <p>(2) 延べ面積 8 9 , 9 1 7 m²</p>		
評価手法等	<p>「法務省大臣官房施設課における事業評価の概要」のとおりである。</p> <p>なお、調査費要求段階(平成 1 6 年度)に事業の緊急性・計画の妥当性を評価しており、今回は事業費要求段階であるため費用対効果分析まで含めて総合評価する。</p>		
評価の内容	<p>[事業の評価項目]</p> <p>1. 事業の緊急性に関する評点が 1 0 0 点以上であること 事業の緊急性: 1 0 6 点 ・既存施設は、老朽、狭あい、過剰収容で施設の運営に支障を来している。</p> <p>2. 計画の妥当性に関する評点が 1 0 0 点以上であること 計画の妥当性: 1 1 0 点 ・当該敷地は高台に立地し、敷地内の高低差も大きく、また、決して広大ではない敷地条件のもと、周辺環境との調和に配慮するとともに、収容能力の最大限の確保に努めた計画としている。</p> <p>3. 費用対効果に関する評点が 1 以上であること 費用対効果 : 1 . 9</p> <p>以上 1 , 2 , 3 より、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。</p>		
備 考			

福 岡 刑 務 所 新 営 工 事
事 業 評 価 資 料

1 計画地周辺状況

凡例 主要施設			関係機関との関係		
行政施設	医療施設	[裁判所]	[検察庁]	[拘置所]	
文化施設	商業施設	施設名：福岡高等裁判所・福岡地方裁判所	施設名：福岡高等検察庁・福岡地方検察庁	施設名：福岡拘置支所	
スポーツ施設	交通施設	車：40分	車：40分	車：60分	
学校施設	公園等	直線距離：19km	直線距離：19km	直線距離：23km	
福祉施設	現状施設	移動回数：台/年	移動回数：台/年	移動回数：台/年	



[出典：2002 ALPS Mapping Co. Ltd]

計画No.	上位計画・事業計画
1	
2	
3	
4	
5	

2 整備方針

施設名	福岡刑務所	
目的	方針	
地域との調和	周辺環境との調和	景観への配慮 ・周囲の景観に調和した施設計画 （明るくソフトな施設計画） （地域の人々にとって親しみやすい施設） （肢体不自由者（車椅子等）に配慮した計画）
		安全性の確保 ・ふかんの防止 ・保安管理体制の確保（逃走防止等への配慮） ・外部からの侵害行為に対する配慮
業務の効率化・ 処遇改善	来訪者対応機能の 充実	面会待合室・面会室等の機能改善 ・面会室・待合室の充実
	円滑な業務の 遂行	調室・面接調査室等の機能改善 ・調室・面接調査室等の充実
	刑務作業の 充実	職業訓練機能の充実 ・刑罰の中身としての作業場所の充実 ・社会復帰支援訓練の充実 ・高齢者を対象とした訓練種目の充実
	社会復帰体制の 充実	改善更生の充実 ・生活指導，職業指導，通信教育のための機能改善 ・教育活動の実施への配慮
	被収容者の 処遇・生活環境の 改善	居室（単独室・共同室）の機能改善 ・居室（単独室・共同室）の充実 ・採光・通風等の良好な環境
	職員の執務環境の 向上	機能改善 ・執務スペースの充実 ・IT化への対応
環境負荷の 小さな施設 づくり	環境にやさしい 施設づくり （環境負荷 低減型施設）	周辺環境の配慮 ・地域風土を考慮した計画 （建物配置・建物形態・使用材料・設備システム）
		ライフサイクルコストの低減・省エネ・省資源 <small>（ライフサイクルコスト：施設の建設・維持管理・改修・取り壊しに必要な総費用）</small> ・負荷の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用
		環境負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用
長く使える 施設づくり	施設の長寿命化・ 柔軟性の向上	施設の長寿命化・柔軟性の向上 ・構造体の長寿命化 （耐久性のある材料及び工法の採用） ・将来の施設変化への柔軟な対応 （将来対応スペースの確保） （増築・改修の自由度の向上）

施設名		福岡刑務所								
建替の場合										
計画理由	内容	評価	100	90	80	70	60	50	40	評点
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	5,500以下		9
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	現存率60%以下同左	現存率70%以下同左	現存率80%以下同左					
狭あい	施設面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下		90
施設の 不備	機能・設備の不備	矯正施策の遂行上、当該施設の機能・設備面での不備のため建替えが必要	矯正施策の遂行上、当該施設の機能・設備面での不備のため施設の大規模な改善が必要		矯正施策の遂行上、当該施設の機能・設備面での不備のため施設の一部で改善が必要					7
法令等	現行法規（都市計画法、建築基準法）との適合	都市計画法に適合していない 建築基準法上、建替えないと適合しない	建築基準法上、施設全般にわたり、施設の大規模な改善が必要		建築基準法上、施設の一部で改善が必要					
									合計	106

主要素
 従要素

施設名		福岡刑務所							評価
目的	方針	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5		
地域との調和	周辺環境との調和	景観への配慮 ・明るくソフトな施設計画 ・地域の人々にとって親しみやすい施設 ・肢体不自由者（車椅子等）に配慮した計画	周辺環境に調和する景観計画が十分に行われている	周辺環境に調和する景観計画がある程度行われている	周辺環境に調和する景観計画が行われているが不十分である		周辺環境との調和があまり考えられていない計画である	1.0	
		安全性の確保 ・ふかんの防止 ・保安管理体制の確保 ・外部からの侵害行為への配慮		人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など）、保安管理体制の確保、外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮のうち、3点も充たす計画である	人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など）、保安管理体制の確保、外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮のうち、2点を充たす計画である	人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など）、保安管理体制の確保、外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮のうち、1点を充たす計画である		人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など）、保安管理体制の確保、外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮のうち、1点も充たさない計画である	1.0
業務の効率化（処遇改善）	来訪者対応機能の充実	面会待合室・面会室等の機能改善 ・面会室・待合室の充実	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない		全く確保されていない	1.0	
	円滑な業務の遂行	調室・面接調査室等の機能改善 ・調室・面接調査室等の充実	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない		全く確保されていない	1.0	
	刑務作業の充実	職業訓練機能の充実 ・刑罰の中身として作業場所の充実 ・社会復帰支援訓練の充実 ・高齢者を対象とした訓練種目の充実	収容者に応じた職種を用意出来る量と質が十分確保されている	収容者に応じた職種を用意出来る量と質が適度に確保されている	収容者に応じた職種を用意出来る量と質が十分とは言えない		1つの職業訓練しか出来ない	1.0	
	社会復帰体制の充実	改善更生の充実 ・生活指導、職業指導、通信教育、のための適切なスペースの確保及び機能改善 ・教育活動の実施への配慮	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とは言えない		全く確保されていない	1.0	
	被収容者の処遇・生活環境の改善	居室（単独室・共同室）の機能改善 ・居室（単独室・共同室）の充実 ・採光・通風等の良好な環境	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない		全く確保されていない	1.1	
	職員の執務環境の向上	機能改善	職員数に応じた、十分な量と質が確保されている	職員数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない		全く確保されていない	1.0	
環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設）	周辺環境の配慮 ・地域風土を考慮した建物配置・形態・材料・設備システムの検討	建物配置、建物形態、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土を十分に考慮した設計が行われている	建物配置、建物形態、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土をある程度考慮した設計が行われている	建物配置、建物形態、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土を考慮した設計が全く行われていない			1.0	
		ライフサイクルコストの低減・省エネ・省資源 ・負荷の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用	自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、3つ以上について配慮されている	自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、2つ以上について配慮されている	自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、どれかについて配慮されている		自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、どれについても配慮されていない	1.0	
		環境負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用	自然材料（木材・石材）やリサイクル材が積極的にかつ適切に利用されている	自然材料（木材・石材）やリサイクル材がある程度利用されている	自然材料（木材・石材）やリサイクル材がほとんど利用されていない			1.0	
長く使える施設づくり	施設の長寿命化・柔軟性の向上 ・構造体の長寿命化 ・将来の施設変化への柔軟な対応	特に耐久性の高い材料・工法を使用している、または、将来の機能改善に適度に対応できる計画となっている	将来の機能改善への対応が考慮された計画となっている	将来への機能改善等への対応が困難な計画			1.0		
評価（各係数の積×100倍）								110	

5 費用対効果

費用 (C)	
	総費用 (現在価値)
初期費用 ・ 建設費等 維持修繕費 ・ 維持修繕費等	4 4 0 億円
効果 (B)	
	総効果 (現在価値)
安全性の向上 ・ 耐震安全性，防火・防災安全性，保安安全性の向上 業務効率・処遇改善 ・ 円滑な業務の遂行 ・ 執務環境の向上による処遇改善 建物価値の向上 ・ 建物の長寿命化 ・ ライフサイクルコストの削減 環境への配慮 ・ LCC02の削減 過剰収容 ・ 収容室の確保 地域への寄与 ・ 地域経済効果	8 5 0 億円
費用対効果 (B / C)	
	1.9

法務に関する研究

平成 18 年度事業評価実施結果報告書 < 事前評価 >

政策所管部局	法務総合研究所	評価時期	平成 18 年 8 月
事業等の内容	<p>事業等の名称 再犯防止に関する総合的研究</p> <hr/> <p>1. 課題・ニーズ</p> <p>近年，刑務所出所者や少年院出院者による重大な再犯事件が社会の注目を浴び，再犯者の増加が社会の治安を悪化させる重大な要因となるなど憂慮すべき事態となっており，客観的，科学的に見て有効性が実証された再犯防止のための諸対策を講じることが喫緊の課題である。</p> <hr/> <p>2. 目的・目標</p> <p>客観的，科学的に見て有効性が実証された再犯防止のための諸対策を講じるためには，様々な犯罪者の再犯リスク要因及び抑止要因等を調査分析するなどして得た資料を基にして検討する必要があるので，本研究により当該資料を収集する。</p> <hr/> <p>3. 具体的内容</p> <p>(1) 研究期間</p> <p>平成 19 年度から平成 20 年度の 2 か年計画</p> <p>(2) 研究内容</p> <p>ア 各種統計データを用いた再犯状況及び再犯要因の分析</p> <p>電算化犯歴，受刑者入所調査票等に含まれる各種統計データを用いて，罪名別の再犯率，科刑状況等を見るときともに，累犯者に至る過程の分析等を行う。</p> <p>さらに，犯罪者の属性の分析によって，危険な常習的犯罪者，窃盗及び詐欺，暴力団関係者等の再犯状況及び再犯要因の研究を行う。</p> <p>イ 再犯に関する実態調査</p> <p>再犯者の事件記録の分析，処遇実態の分析，意識調査等を実施し，再犯状況，処遇状況，人格特性及び生活状況等の分析を行う。</p> <p>ウ 各種の再犯防止対策の調査研究</p> <p>再犯防止のための諸施策や各種処遇プログラムの実施状況等を調査し，その効果の検証方法及び改善策について研究する。</p> <p>エ 海外調査</p> <p>再犯防止に関する諸施策，再犯の危険性を客観的に予測・評価する基準(リスクアセスメントツール)及び処遇効果検証方法等に関する調査を行う。</p>		
評価手法等	<p>外部評価機関である「研究評価検討委員会(学者委員 8 名，法務省の他部局員 5 名 計 13 名により構成)における評価結果</p> <p>(評価結果の概要は法務総合研究所ホームページへ掲載予定)</p>		

<p>評価の内容</p>	<p>http://www.moj.go.jp/HOUSO/index.html)</p> <p>【必要性】 社会の治安の悪化に対処するため、再犯防止のための諸施策が必要であるところ、実効性のある諸施策を検討するためには、再犯リスク要因、抑止要因等の各種基礎資料が必要不可欠であるので、本研究を行う必要がある。</p> <p>【効率性】 再犯防止のための効果的な対応策の立案に資する資料を作成するためには、犯罪の捜査・裁判・矯正・更生保護といった一連の刑事手続を横断的・総合的に研究する必要性が高いところ、本研究は捜査・公判の実務経験のある研究官を始めとして、刑務官、少年院教官、鑑別所技官、保護観察官として犯罪者の処遇を行った実務経験のある研究官によって構成されるチームで研究を行うことを予定しており、研究の一環として、統計や記録を基に分析を行う際には、実務経験を通じてその取り扱いを熟知しているため、的確かつ効率的に分析を行うことが期待できること、一連の刑事手続についての実務経験者がチームを組み、それぞれの持つノウハウを共有して利用するなど、他の研究機関に比べて効率的に研究を行うことが可能である。</p> <p>【有効性】 本研究は、各種統計データを用いた再犯状況及び再犯要因の分析、再犯に関する実態調査及び各種の再犯防止対策の調査研究などを通じて、累犯者に至る過程の分析、再犯要因等の研究、再犯状況、処遇状況及び生活状況等の分析、再犯防止対策の効果の検証方法等についての研究などを行うことを予定しており、このように総合的、横断的な研究から得られる資料は、法務省において今後どのような取り組みを行っていくべきかを示唆するものとなりうることが期待されるので、有効性が認められる。</p> <p>【評価】 本研究については、上記のとおり、必要性、効率性及び有効性がそれぞれ認められるうえ、捜査から矯正、保護までを含めた総合的、横断的な研究から得られる資料は、再犯防止のための諸施策を講じるに際して貴重な資料となり得るので、平成19年度に行うべき研究課題といえる。</p>
<p>備考</p>	

平成18年度事業評価実施結果報告書 < 事前評価 >

政策所管部局	法務総合研究所	評価時期	平成18年8月
事業等の内容	事業等の名称 更生保護に関する実証的研究 <hr/> 1. 課題・ニーズ 近年，保護観察対象者による重大な再犯事件が相次ぎ，更生保護の再犯防止機能に対し国民の厳しい目が向けられ，制度の見直しが検討されている。「更生保護のあり方を考える有識者会議」の最終報告においては，制度の基盤となる保護観察処遇体制について，過度の保護司への依存，保護観察官の専門性の不足，国民への情報開示の不足等の問題点が指摘されているほか，処遇の実際面では，所在不明者が少なくないこと，保護観察中の遵守事項違反に対する制裁が不十分で心理的強制力が乏しく，実質的に再犯防止を図れない状態で放置されている対象者がいることなどの問題があるとされており，改善を強く求められている。		
	<hr/> 2. 目的・目標 法務省において，保護観察や緊急更生保護といった社会内処遇に関する現行制度改善のための見直しを行うにあたり，現行の社会内処遇の実態について多角的に調査分析するとともに 海外における処遇施設との比較研究を行うなど，実効性のある社会内処遇を実現するための検討・立案に必要な基礎資料を収集する。		
	<hr/> 3. 具体的内容 (1) 研究期間 平成19年度から平成20年度の2か年計画 (2) 研究内容 ア 保護観察対象者との連絡確保・情報収集に関する調査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 所在不明事件に関する実態調査 所在不明事件のみを抽出し，事件記録等に基づいて，対象者の人格特性，処遇状況，家庭状況及び再犯の有無等の分析を行う。 ・ 保護観察対象者との連絡確保，所在発見に関する諸対策に対する効果検証 イ 覚せい剤事犯(自己使用)者に対する簡易尿検査等諸施策の実施状況調査と効果検証 ウ 更生保護施設に関する調査 更生保護施設の対象者受入れ及び処遇状況について実態調査を行う。 エ 海外調査 性犯罪者登録制度など近年海外で採用，拡充された制度を中心とする社会内処遇に関する諸施策の調査		

<p>評価手法等</p>	<p>外部評価機関である「研究評価検討委員会（学者委員 8 名，法務省の他 部局員 5 名 計 13 名により構成）における評価結果 （評価結果の概要は法務総合研究所ホームページへ掲載予定 http://www.moj.go.jp/HOUSO/index.html）</p>
<p>評価の内容</p>	<p>【必要性】 保護観察対象者による重大な再犯事件を受け，現在，社会内処遇 制度全体の見直しが求められているところ，法務省では「更生保護の あり方を考える有識者会議」における最終報告を受けて，今後の現行 制度改正に向けての検討を開始している。この検討をより実効性の あるものにするためには，上記有識者会議でも指摘されている事項 でもあるが，「事業等の内容」欄の「3．具体的内容(2)研究内容」に記 載した調査事項について調査研究を行い，検討・立案のための資料を 収集しておく必要がある。</p> <p>【効率性】 本研究の内容は，「事業等の内容」欄の「3．具体的内容(2)研究 内容」に記載してあるとおり，その大半が社会内処遇の実務に関す る調査分析であるところ，本研究チームは，保護観察の実務に精通 した研究官を中心として構成する予定であり，他の研究機関に比べ て効率的に研究が行うことが可能である。</p> <p>【有効性】 本研究は、所在不明事件に関する実態調査など現行の社会内処遇 における課題とされている面や，覚せい剤事犯(自己使用)者に対す る簡易尿検査等諸施策の実施状況など社会内処遇における取組とし て有望な面などに着目して調査分析が行われることから，これら調 査・分析から得ることが期待できる各種資料は，社会内処遇における 現実の取組を検討・立案するのに有効な資料となることが十分に期待 できる。</p> <p>【評 価】 本研究については，上記のとおり，必要性，効率性及び有効性が それぞれ認められるうえ，更生保護の再犯防止機能に対し国民の厳 しい目が向けられ，制度の見直しが急がれているところでもあるの で，平成 19 年度に行うべき研究課題といえる。</p>
<p>備 考</p>	

平成 1 8 年度事業評価実施結果報告書 < 事前評価 >

政策所管部局	法務総合研究所	評価時期	平成 1 8 年 8 月
事業等の内容	事業等の名称 第 3 回犯罪被害実態(暗数)調査 <hr/> 1 . 課題・ニーズ 有効適切な犯罪防止のための諸施策を検討するには、犯罪被害の実態を正しく把握し、分析する必要があるところ、被害者が届出等をしないなどの理由により捜査機関が認知していない、いわゆる暗数となっているものも多数あり、特に暗数が多いとされる性犯罪等については、精度の高い実態調査を行う必要性が高い。 <hr/> 2 . 目的・目標 第 1 回調査(2000 年)、第 2 回調査(2004 年)に引き続き、第 3 回犯罪被害実態(暗数)調査を実施し、犯罪被害実態等を経年で比較するとともに、国際比較(国連において第 6 回国際犯罪被害実態調査を実施する予定)を行い、適切な犯罪防止策のための基礎的資料を得る。 <hr/> 3 . 具体的内容 (1) 研究期間 平成 1 9 年度から平成 2 0 年度の 2 か年計画 (2) 研究内容 ア 調査対象者 全国から 16 歳以上の男女を無作為抽出(数千人程度)し、調査対象者とする。 なお、「犯罪被害者等基本計画」において、「性的暴行被害等についてより一層精緻な数値を得られるよう調査方法の検討を早期に行い、その結果を同調査(犯罪被害実態調査)に反映する」とされたことなどを踏まえ、調査の精度を更に上げるために、従前の調査よりも調査対象者数を増加することを検討中である。 イ 調査項目 「犯罪被害の有無及び実情」、「犯罪被害の申告及び警察に対する認識」、「犯罪・防犯に関する認識及び態度」等 2004 年国際犯罪被害実態調査における調査項目を使用するとともに、女性を対象とする犯罪については、我が国の必要性に基づき、より精密化した独自の調査項目を設定する。 ウ 調査方法 競争入札により調査委託会社を決定し、調査対象者の選定(サンプルング)、面接調査の実施、データベースの作成等を委託する。 調査対象者に対しては、調査項目に基づいて、個別に面接調査を実		

	<p>施する。</p> <p>なお、女性の性的暴行被害については、その性質上、自記式調査とする。</p> <p>エ 分析方法</p> <p>第2回調査と同様、クロス集計分析、経年比較、ロジスティック回帰分析の手法を踏襲して分析する。</p>
評価手法等	<p>外部評価機関である「研究評価検討委員会（学者委員8名、法務省の他部局員5名 計13名により構成）における評価結果</p> <p>（評価結果の概要は法務総合研究所ホームページへ掲載予定 http://www.moj.go.jp/HOUSO/index.html）</p>
評価の内容	<p>【必要性】 近年、治安情勢の推移は、国民の非常に高い関心を集めているが、国民の体感治安に影響する犯罪情勢を実態に即して多面的に把握するためには、英米を始めとする諸外国と同様に、公的機関の認知・処理件数以外に実態を反映したデータを収集・分析することが必要である。</p> <p>【効率性】 当所は、過去に2回の同種調査を行っており、調査・分析に関するノウハウを蓄積しているため、まったく初めて調査・分析を行う場合に比べて、短期間に正確な分析を行うことを期待できるほか、過去の調査データも蓄積しているため、それらを生かして経年比較など継続性が必要な研究も行うことができるので効率的である。</p> <p>【有効性】 本研究の成果として、犯罪被害の暗数の把握が見込め、これにより犯罪被害実態の経年比較などの分析や国際比較などが可能になり、これらを含む各種の分析結果等に基づいて策定される犯罪防止策が適切なものとなることが十分期待できるので有効である。</p> <p>【評価】 本研究については、上記のとおり、必要性、効率性、有効性がそれぞれ認められるうえ、国際調査に参加し、かつ継続的に行われる本研究により得られると見込まれる成果は、過去との比較、国際的な比較を可能とし、刑事政策を検討するうえで重要な資料となり得るので、平成19年度に行うべき研究課題といえる。</p>
備考	